具体的には、関係府省の連携の下で整備される、地方移住に必要となる一元的な情報提供システムやワンストップ窓口等の活用により、生活面の情報や農業を含めた求人情報、農業体験に関する情報など農村等への移住・定住に必要となる情報提供や相談支援の充実に向けた取組を推進する。

交流から移住・定住への発展を戦略的に進めるため、移住・定住希望者が「お試し」的に居住できる仕組みづくり、複数地域に生活・就業拠点を有する二地域居住の促進、移住前後のきめ細かな相談体制の整備を図るとともに、空き家、廃校等を活用した就農研修施設等の整備や就農と住居をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進する。さらに、若者による都市から農村への交流が持続性や発展性のあるものとなり、移住・定住、就農や農業関連産業への就職につながるよう、地方公共団体、農業団体、教育機関、企業等が連携した協働活動を推進する。

都市の若者等が農村の活性化等の取組に参画する機会を提供する「田舎で働き隊」と「地域おこし協力隊」については「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同研修の実施や相互の隊員間の交流促進を行うなど一体的な運用により、人材の派遣、定住化を効果的かつ効率的に推進する。

③　多様な役割を果たす都市農業の振興

新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農作業体験や交流の場の提供、災害時の防災空間の確保、心安らぐ緑地空間の提供といった都市農業が有する多様な機能が将来にわたり十分に発揮されるよう、都市農業の持続的な振興を図るための取組を推進する。

このため、都市農業の有する機能への都市住民の理解促進を図るとともに、地方公共団体との適切な役割分担の下で、農業経営の維持発展、農産物の地元における消費の促進、市民農園や体験農園等における農作業体験や交流活動の促進、都市農地の防災機能の強化等に向けた取組を推進する。

高齢化や人口減少が進行する中、都市における農地の有効活用や適正な保全が新たな課題となっていることを踏まえ、国民の十分な理解を得つつ、都市農業の振興や都市農地の保全に関連する制度の見直しを検討する。

4．東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

①　地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災により被災した農業者の早期の経営再開に向け、被害が甚大な地区等において、引き続き、農地や農業用施設等の着実な復旧を進める。また、農業者が経営再開に向けた復旧作業を共同で行う取組に対する支援を行うとともに、復旧・復興に係る資金調達の円滑化等を推進する。

こうした復旧・復興の取組を進める中では、関係者の話合いによる地域の担い手への農地集積・集約化、農地等の復旧と合わせた農地の大区画化等による生産性の向上等を推進する。

被災地における成長力のある新たな農業の育成に向け、先端的な技術を駆使した生産・加工技術等の大規模実証研究等を引き続き実施し、技術の導入効果の分析、被災地への普及を推進する。

②　原子力災害からの復旧・復興

東電福島第一原発の事故に対応し、関係府省が連携し、食品の安全を確保する取組や、避難指示区域等における農業者の経営再開の支援、国内外の風評被害の払拭に向けた取組等を推進する。

具体的には、食品の安全が引き続き確保されるよう、放射性セシウム濃度が基準値を超えない農産物のみを流通させるため、農産物の出荷前の放射性物質の検査と検査結果に応じた出荷制限を行う。また、品目・地域ごとの状況に応じ、農産物による放射性物質の吸収を抑制するための対策等を徹底する。

避難指示区域等における農業者の経営再開に向け、農地等の除染や農業者の帰還の進捗に合わせた、除染後の農地等の保全管理や作付実証等及び整備の取組を推進する。

こうした被災地における取組に加え、いまだに根強く残る風評被害の払拭に向け、官民一体となった取組を推進する。その際、農産物中の放射性物質の検査結果や農業現場での取組等について、消費者等への科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報提供を実施する。また、食品産業事業者、地方公共団体等の協力を得て、福島県など被災地の農産物等の販売拡大を後押しする取組を効果的に推進する。

我が国の農林水産物・食品の放射性物質に係る輸入規制を実施している国や地域に対して、政府一体となり、重点国を定めながら、我が国が実施している安全確保のための措置や検査結果等の科学的データの情報提供、輸入規制の緩和や撤廃に向けた働きかけを継続して実施する。

5．団体の再編整備等に関する施策

食料・農業・農村に関する団体（農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、農業経営の安定や食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等の実現に向けての責務を果たしていくことが求められている。

このような中、規模拡大を進める大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化、地域の営農形態の多様化など、各団体の設立当初に事業展開の前提としていた農業・農村の構造などが大きく変化したこともあり、必ずしも、地域の農業者、特に担い手の期待に応えられず、十分な機能を果たし切れていないケースもみられる。

こうした状況を踏まえ、各団体が、食料・農業・農村に関する諸制度の在り方の見直しと併せて、その機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるようしていくため、事業・組織の見直しを行う。

ア　農業協同組合系統組織

農業協同組合が、農業者と力を合わせて、農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組み、農業者の所得向上に全力投球できるよう改革を行うことが必要である。

このため、地域の農業協同組合については、農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるよう、経営目的の明確化、責任ある経営体制の確立等の観点から見直しを行う。

また、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会については、地域の農業協同組合を適切にサポートする観点から見直しを行う。

イ　農業委員会系統組織

農業委員会は、農業者、特に担い手からみて、地域における農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）が進むよう改革を行うことが必要である。

このため、農業委員の選出方法について、公選制から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に改め、原則として農業委員の過半を認定農業者とするとともに、農業委員会の指揮の下で、地域における農地利用の最適化や担い手の育成、発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員の新設等を行う。

また、都道府県農業会議及び全国農業会議所について、農業委員会ネットワークとして、農業委員会の業務をサポートするための役割の見直し等を行う。

ウ　農業共済団体

農業災害補償制度は、農業者の高齢化に伴い、相互扶助による業務運営が難しくなり、また、農業共済組合ごとのサービス水準に差が生じやすくなっている等の課題が存在する。

このため、今後、収入保険制度導入の検討と併せて農業災害補償制度の在り方を検討する中で、農業共済団体の在り方についても検討を行う。